一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 証

大阪市指令 環境事第 117 号
令 和 2 年 4 月 1 日

住　所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
大阪市此花区春日出北一丁目 20 番 3 号

氏　名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
勝産業株式会社
代表取締役　泉原 久人

大阪市長　　松井　一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項若しくは第２項又は第７条の２第１項の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可をしたことを証します。

許 可 番 号	第　０２０００　　号
許 可 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
許可の有効期限	令 和 4 年 3 月 31 日
事 業 の 範 囲	一般廃棄物（　ごみ　）の収集・運搬
区　　域	大 阪 市 内 全 域
許 可 の 条 件	裏 面 の と お り

大阪市一般廃棄物収集運搬業許可条件

１．自己の名義を持って、他人にその営業をさせないこと

２．収集した一般廃棄物は、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第 10 条各号に掲げる基準に従い 、速やかに市長が指定する処理施設に搬入すること

３．収集又は運搬の際には、一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること

４．収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること

５．市域外において収集した一般廃棄物を大阪広域環境施設組合の処理施設に搬入しないこと

６．その他市長が必要と認める条件

上記各号の許可条件に違反した場合は、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは必要な措置を講ずるものとする。